

守山市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した令和2年度財政的援助団体等監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年3月31日

守山市監査委員 馬 場 章

守山市監査委員 藤 木 猛

財政的援助団体等（指定管理者） 監査結果報告書

1 対象団体等

(1) 指定管理者

特定非営利活動法人 経営支援リエゾンオフィス

(2) 市所管課

環境生活部市民協働課

2 対象施設

守山市民交流センター

3 監査実施日時

令和3年2月8日(月) 午前9時25分から10時3分まで

4 実施場所

守山市民交流センター 交流室

5 監査方法

守山市監査委員監査基準に基づき、公の施設の指定管理者が、当該施設の管理運営にあたり、当該施設の設置目的に沿って、関係法令、協定書、仕様書等の定めるところにより、適正かつ効果的に業務を遂行しているかどうかを主眼とし、監査資料（令和2年11月30日現在）および関係書類等の提出を求め、関係人の説明を受け、監査を実施した。

6 監査結果

守山市民交流センターの指定管理について、概ね適切かつ適正な管理運営が行われているものと認められた。特定非営利活動法人経営支援リエゾンオフィスによる指定管理は令和3年3月31日に終了し、4月1日以降は市の直営に移行するが、14年間の指定管理受託で蓄積された実績や経験によるスキル等が市に引き継がれるよう望むものである。

なお、当日口頭にて指導した軽易な事項については、記述を省略した。

(1) 対象施設の管理運営業務について

関係法令ならびに協定書および仕様書に基づき、概ね適切かつ適正な管理運営が行われているものと認められた。

なお、業務内容は次のとおりである。

ア 市民交流センターの利用許可に関する業務

イ 市民交流センターの維持管理に関する業務

ウ 市民による市民活動、文化活動およびスポーツ活動ならびに市民相互の交流を支援し、その発展に資するために必要な業務等

(2) 指摘事項について

特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

(3) 意見・要望事項について

ア 指定管理者

特に見受けられなかった。

イ 市所管課

施設について、老朽化およびバリアフリー化の課題が生じている。市の直営へ円滑に移行できるよう進められるとともに、当課題についても十分に検討されたい。

以上